

『火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為届出書』は、屋外燃焼行為を許可するものではありません！

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為届出書は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の例外的に屋外燃焼行為が認められるものに対する屋外燃焼行為を把握するためのもので、**座間市火災予防条例で届出を義務付け、火災予防上危険な場合（強風時など行為を中止させるため）に必要な届出**で、燃焼行為の許可ではありません。

屋外燃焼行為時の留意事項

- (1) 例外的に認められていても、軽微なものに限ります。
※ 燃焼範囲は、市街化区域1㎡未満・市街化調整区域2㎡未満としてください。
- (2) 適切な消火が可能な消火器具等を準備してください。
- (3) 燃焼順序等燃焼計画を立て、徹底した管理の下行ってください。
- (4) 風速2m以上ある場合は、延焼拡大の危険性が高まりますので、注意してください。
- (5) 指導等あった場合には、指示に従うようお願いします。

※ 何人も、燃焼の際排煙又は悪臭を発生するおそれがある合成樹脂、ゴム、木材その他の物で規則で定めるものを、屋外において焼却してはならない！とされています。

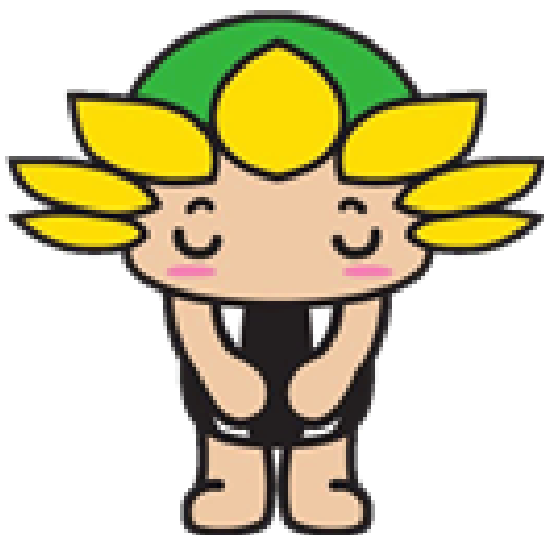


屋外燃焼行為（野焼き）は「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」で、次の行為を除き、**禁止**されています。

例外的に屋外燃焼行為が認められる場合は

- (1) 農業、林業、漁業を営む者が自己の作業に伴い行う燃焼行為
（農業を営む人が行う収穫残渣、稲わら等の燃焼など。ただし合成樹脂や油脂類などの燃焼は禁止）
- (2) 日常生活や屋外レジャーにおいて通常行われる燃焼行為であって軽微なもの
（たき火、バーベキュー、キャンプファイヤーなど。ただし合成樹脂や油脂類などの燃焼は禁止）
- (3) 教育活動の一環として通常行われる燃焼行為であって軽微なもの
（学校活動やボーイスカウト等で行われる炊き出しなど。ただし合成樹脂や油脂類などの燃焼は禁止）
- (4) 地域的慣習による催し又は宗教上の儀式行事に伴う燃焼行為
（どんど焼き、地域の伝統歳事、護摩焚きなど。ただし合成樹脂や油脂類などの燃焼は禁止）
- (5) 消火訓練に伴うもの、災害の予防（震災、風水害、火災、凍霜害等）、応急対策、復旧のために必要な燃焼行為

※ 近隣住民から苦情が寄せられるような場合は、指導の対象となります。



御協力お願いいたします。